個人情報取扱特記事項

乙が本委託業務を通じて取得する個人に関する情報(以下「個人情報」という。) の取扱いについては、この特記事項によらなければならない。

(従事者の監督)

- 第1 乙は、本委託業務に従事している者(以下「従事者」という。)に対し、 埼玉県個人情報保護条例(平成16年埼玉県条例第65号)第9条、第10 条、第66条及び第67条の規定の内容を周知し、従事者から別記様式の誓 約書の提出を受けなければならない。
- 2 乙は、前項の規定により従事者から誓約書の提出を受けたときは、甲に対し、 その写しを提出しなければならない。
- 3 乙は、その取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して、 第3により講ずることとした措置の周知及び遵守状況の監督、その他必要かつ 適切な監督を行わなければならない。

(損害のために生じた経費の負担)

第2 本委託業務の履行に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために生じた経費は、乙が負担するものとする。 ただし、その損害が甲の責めに帰する事由による場合は、甲が負担するものと する。

(安全確保の措置)

- 第3 乙は、その取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理に関する定めを作成するなど、必要な措置を講じなければならない。
- 2 乙は、前項の規定により定めを作成するなど必要な措置を講じたときは、甲 に対し、その内容を報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第4 乙は、甲の承認がある場合を除き、その取り扱う個人情報を本委託業務以 外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。本委託業務 を行わなくなった後においても、同様とする。

(提供を受ける者に対する措置要求)

第5 乙は、その取り扱う個人情報を第三者に提供する場合において、甲と協議の上その取り扱う個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人の情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めなければならない。

(複製等の禁止)

第6 乙は、その取り扱う個人情報が記録された資料等の複製、持ち出し、送信 その他個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為をしてはならな い。ただし、あらかじめ甲の承認を受けたときは、この限りでない。

(資料等の返還)

- 第7 乙は、本委託業務を行わなくなったときは、その取り扱う個人情報が記録 された資料等(電磁的記録を含む。以下「返還対象資料等」という。)を速や かに甲に返還しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指 示に従うものとする。
- 2 前項に定める場合のほか、乙は、甲の承諾を受けたときは、甲の立ち会いの 下に返還対象資料等を廃棄することができる。
- 3 前2項の規定は、乙が本委託業務を行う上で不要となった返還対象資料等に ついて準用する。

(再委託をする場合)

- 第8 乙は、本委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、この契約の趣旨にのっとり、その取扱いを委託され、又は請け負った個人情報の安全管理が図られるよう、その第三者に対する必要なかつ適切な監督を行わなければならない。
- 2 乙が第三者に本委託業務を委託し、又は請け負わせる場合においては、当該 第三者の行為は、自らの行為とみなし、これに対しては、乙が第三者のすべて の行為及びその結果についての責任を負うものとする。

(取扱状況の報告等)

- 第9 乙は、甲に対し、甲、乙双方の合意に基づき定めた期間、方法及び内容等で、その取り扱う個人情報の取扱状況等について、甲が認めた場合を除き書面により報告しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、乙が取り扱う個人情報の取扱状況について、 必要に応じ報告を求め、実地に調査することができる。
- 3 甲は、乙に対し、前2項の規定による報告又は調査の結果に基づき、必要な 指示をすることができる。

(安全確保上の問題への対応)

- 第10 乙は、本委託業務の遂行に支障が生じるおそれのある事案の発生を知ったときは、直ちにその旨を甲に報告しなければならない。
- 2 乙は、前項の事案が個人情報の漏えい、滅失又はき損その他の安全確保に係る場合には、直ちに甲に対し、当該事案の内容、経緯、被害状況等を報告し、

被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置に関する甲の指示に従わなければならない。

3 乙は、事案の内容、影響等に応じて、その事実関係及び再発防止策の公表、 当該事案に係る本人への対応等の措置を甲と協力して講じなければならない。

(埼玉県個人情報保護条例の適用)

第11 乙が本委託業務を通じて取り扱う個人情報については、甲の保有する保 有個人情報として埼玉県個人情報保護条例の適用を受けるものとし、甲が実施 機関として埼玉県個人情報保護条例の定める手続を行うものとする。

誓 約 書

私は、埼玉県立小児医療センター兄弟保育施設運営業務に従事するに当たり、その業務を通じて取り扱う個人情報に関し、埼玉県個人情報保護条例(平成16年埼玉県条例第65号)第9条(安全確保の措置)、第10条(従事者の義務)、第66条及び第67条(罰則)の規定の内容について、下記の者から説明を受けました。

私は、本委託業務に従事している間及び従事しなくなった後において、 その業務を通じて取り扱う個人情報について、埼玉県個人情報保護条例の 関係規定が適用されることを自覚し、本委託業務の従事者として誠実に職 務を行うことを誓います。

記

説明した者 乙の名称

役 職

氏 名

令和 年 月 日

説明を受けた者